中古品判断基準について

日本貿易振興機構 アジア経済研究所 小島道一

ベトナム

輸入規制

- 政令12/2006/ND-CPで、中古の家電やIT製品の 輸入が禁止とされた。
- 第3国へ再輸出するための輸入は認められてきたける電の輸入等は認められてきたが、脱税や密輸の温床となっていること、有害廃棄物の輸出入など環境面に影響を及ぼしていることなどから、再輸出に関する監督を強めるべきとの首相指示がだされ、中古(Used)のテレビ、洗濯機、コンピュータなどが一時中止の措置が2012年9月からとられている。(商工省決定No. 5737/QD-BCT)

中古市場

- 数年前から比べると、テレビをはじめ中古家電の販売量は大きく減少しているようにおもわれる。日本の中古家電が見られた市場で、中古家電を扱っている店舗、売り場面積が減少してきている。
- 中国への再輸出ルートと考えられてきたモンカイ=東興ルートでの中古品の取り扱い量は2012年に入ったころから減少しているという。

ミャンマー

輸入に関する制度

- 原則として、輸出入を行うには、品目ごとにライセンスをとる必要がある。
- 中古車については、輸入ライセンスが出るようになったが、中古家電はまだでていない。そのため、中古車は、ヤンゴン港に陸揚げされているが、中古家電は、日本から、タイ経由、陸路でミャンマーに入っている。
- 道路が悪いこともあり、輸送中の破損が10% 程度になっているとの業者もあった。

中古市場

- ヤンゴン市内で、日本からの中古家電を扱っている店を訪問。
- 液晶テレビが中心で、他の家電はほとんどみなかった。
- 輸入に関する取り締まりが強化され、ヤンゴンに2週ほど前から荷が10日ほど前から入っていないとのことだった。(12月上旬の訪問時)

欧州調査から

EUの考え方

- Revised Correspondents Guideline No.1 "Shipments of Waste Electrical and Electronic Equipment(WEEE)"
 - Waste Shipment Regulation EC No.1013/2006の共通理解を示したガイドライン
 - 中古品として輸出する場合には、機能検査を行った証明をつけること、主要なパーツが欠けていないこと、輸送中に破損しないように包装されていることなどが求められている。
- WEEE指令 Recast (2014年2月までに各国が、指令に対応した法制を作り施行することが求められている) Annex VI "Minimum Requirements for Shipments"
 - 上記のCorrespondents Guidelineを踏まえた内容となっている。

ベルギー・フランドル地方の 中古品輸出ガイドライン (Code of Good Practice for the re-use of (W)EEE

- 機能検査をしていない使用済み製品は、Used EEE。機能検査をパスしたものがSecondhand EEE。
- 機能検査
 - ICT: バーゼル条約のPACEのガイドラインに従うこと
 - 携帯電話:バーゼル条約MPPIのガイドラインに従うこと
 - 冷蔵庫 摂氏5度までは下がること
- 省エネ基準
 - 省エネラベルの星の数をもとに、最低限満たすべき省エネ水準を決める。冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、皿洗い機、Portable エアコン、Tumble-dryers
- 環境に関連した基準
 - 臭素系難燃剤や鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、アスベストが含まれていないこと
 - フロンガスCFCs/HCFCsが含まれていないこと
 - CRTスクリーンでないこと

ベルギー・アントワープ港での検査

- 輸出先、書類に記載されている品目、目視等から検査するコンテナ等を絞り込む。
- X線撮影
- コンテナを開け、いくつかの製品の通電検査。 (小型の自家発電機を検査官が携帯している。)
- 必要に応じて積荷を完全にコンテナ等から出し、 検査。
- 例外的な事例を除き、Direct Reuseできないとみなされれば、コンテナごと、輸出元(他の国を含め)に送り返すこととなっている。輸出元で立件される。

オランダ(ロッテルダム)

- リユース目的の使用済み電気・電子機器(EEE)の輸出者に対して、適正な梱包、機能性テスト(通電検査等)の実施及び文書化(実施済み文書の貼付)、契約書類の提示等の義務を課している。
- 取締官は、梱包状態、輸出先での売り先等の情報を総合的に 考慮し輸出の可否を判断している。
- 疑義のある貨物は、いくつかの使用済みEEEをコンテナから取り出し、取締官が通電検査を実施。一部でも稼働しなければ、 虚偽の申告とみなし摘発している。
- 貨物には、使用済みEEEにシリアル番号を付け、テスト結果レポートをパレットごとに貼付するのが望ましい。
- 輸出された使用済みEEEがなんらかの理由で輸出先国で摘発された場合、必要に応じて輸出先からの返送に係る費用は、輸出者が負担する。

オランダ(PC等リファービッシュ業者)

- 顧客から引き取った使用済みEEEは、外見チェック、機能性テストが実施される。LCDモニターの場合、画面の状態、通電、画像表示の問題有無等の確認を行い、ランク分けする。ランクに応じて必要な修理を施す。
- テスト結果は、取締官が確認しやすい状態で積荷に貼付され出荷される。
- 機能性テストの方法、判断基準は内部文書として明文化されている。条件を満たすものだけリユース向けに輸出。満たさないものはEU域内で適正にリサイクル。
- 顧客からの使用済みEEE回収時には、選定基準に沿い限定的に引き取り。CRTモニター等引き取り対象とにしていないものもある。

イギリス

- 英国規格協会(BSI)がリュース向けの使用済みEEE(REEE: Reuse EEE)の基準案※を策定。
- REEEの要件としての外見、状態、機能性(テストの実施、文書化含む)等について規定。
- REEEの品目別(パソコン、携帯電話、テレビ、 掃除機、掃除機、洗濯機等)の機能性テストの 実施要領(Protocol)は、イギリスの有力NGO のWRAP(Waste & Resource Action Programme)により策定されREEEの要件、機能 性テストの内容等が規定されている。

☆Draft PAS 141:2011 Reuse of used and waste electrical and electronic equipment (UEEE and WEEE) – Process management – Specification

まとめ

東南アジア、欧州調査から(1)

- バーゼル条約では、直接再使用(ダイレクトリユース) であることが、中古品としての越境移動の前提。
- この前提を満たすには、少なくともダイレクトリュースが行えることを証明する必要がある。
- 欧州では、
 - 機能性検査の実施を輸出業者に求め、記録を残すことを 義務づけている。
 - 港では、X線検査、梱包状態のチェック、小型の自家発電装置を利用しての通電検査などにより、スクリーニングした後、コンテナから荷を降ろして全量検査し、ダイレクトリュースできないものが含まれているコンテナは輸出元に送り返し、処罰の対象となっている。

東南アジア・欧州の調査から(2)

- 国立環境研究所によるフィリピンに輸出された中古テレビに関する調査に基づくと、製造年、外観、メーカーなどの指定により、通電検査を行わなくても、修理され、利用されている中古品は少なくないと思われる。
- その一方で、道路事情の悪いところや梱包状態が悪ければ、輸送中の破損率が高くなり、輸出先で廃棄されるものが多くなる。

バーゼル条約の諸原則から求められること(1)

- 直接再使用(Direct Reuse)できることが証明されること。
- バーゼル条約および関連したガイドラインに従えば、直接 再使用するだけの根拠が示せないならば、事前通告・同 意手続きが必要。
- 通電検査を行わず、直接再使用できることが証明できず、 かつ、バーゼル条約上の事前通告・同意を得ないで輸出 するためには、次の3点を満たすことが必要と考えられる。
 - (a)輸出先で、有害廃棄物として発生する量が最小限になるように 努力していること
 - (b)それでも輸出先で発生する有害廃棄物が適切に管理されていること
 - (c)上記の努力をしていることを前提に、事前通告の枠外で輸入 国政府の了解を得ること

バーゼル条約の諸原則から求められること(2)

- 上記の(a)および(b)に対応して、次の4点に関して輸出入業者の努力と情報の開示、さらには、第3者認証のような措置が必要となる。
 - (1)受け入れ、積載の段階で、外観などをチェックし、修理できる可能性が高いものであることを確認し、修理できないとわかるものについて国内でリサイクルにまわしていること
 - (2)輸送中の破損がおきない、あるいは、破損を最小限に抑えられる梱包であること
 - (3)廃棄部品などを現地の許可業者(有害廃棄物にあたれば、有害廃棄物の処理・処分の許可を受けている業者)、あるいは、国外の許可業者に送り、適正に処理されること
 - (4)輸入業者と密に連絡をとり、修理できないと考えられる中古製品の外観や梱包状態について確認し、常に改善を図ること